

潟上市総合発展計画後期基本計画策定方針

平成22年5月7日決定

1. 計画策定の趣旨

潟上市総合発展計画基本構想（平成18年度から平成27年度まで）の目指す潟上市の将来像を達成するため、前期基本計画（平成18年度から平成22年度まで）を振り返りながら、次なる5ヵ年（平成23年度から平成27年度まで）において、更なる潟上市の安定と将来の発展を見据えた政策、施策の展開を明らかにし、計画的にまちづくりをすすめるための行政の戦略を策定する。

2. 計画の性格と期間について

〔基本構想〕

基本構想は、平成18年度に策定した基本構想を基本として引き継ぐものとする。尚、将来人口フレームの見直しや取り巻く環境の変化等に対応するため、基本構想の一部改訂を行うものとする。

〔基本計画〕

後期基本計画は、基本構想に示す市の将来像及び基本理念を受け、その実現を図るため基本的な施策を体系的に示す計画とする。

- (1) 計画は平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5ヵ年の計画とする。
- (2) 計画は、前期基本計画の進捗状況の把握及び分析、市を取り巻く環境の変化、市民の要望等新たな政策課題の分析を踏まえて策定するものとする。
- (3) 計画の策定に関し、財政推計を行うものとする。

〔実施計画〕

実施計画は、後期基本計画に定められた基本的な施策を効果的に実施するため、財源の裏付けを伴う具体的な作業を明らかにした計画とする。

- (1) 実施計画は、平成23年度から平成25年度までの3ヵ年計画とし、毎年度見直すローリング方式とする。

3. 基本計画策定の視点

後期基本計画の策定にあたっては、次の視点を重視し策定する。

- (1) まちづくりの主体である市民の意見を反映するとともに、市民参加、協

- 働によるまちづくりの実現に向けた計画とする。
- (2) 少子高齢化の進行、高度情報化や国際化の進展、分権型社会の進展等、時代の潮流や社会環境の変化に対応した計画とする。
 - (3) 行財政の健全性を確保しながら新たな行政需要に対応するため、施策の重点化を図った計画とする。
 - (4) 各行政分野における計画等と整合性のある計画とする。
 - (5) まちづくりの達成目標としての施策目標を設定する等、わかりやすい計画とする。

4. 計画の策定体制

(1) 市民参画体制

①総合発展計画検討委員会

- ・総合発展計画案について検討・協議するとともに、政策提案を行う。

②市民意向調査（アンケート）

- ・市の取り組みに対する評価や今後の重点施策に対する認識・要望等を把握し、計画策定に反映する。

③地域審議会（昭和・飯田川地区）

- ・基本構想について審議し、その意見を答申する。

④計画案のパブリックコメント

- ・計画の素案を公表し広く市民に意見を求める。

(2) 庁内体制

①総合発展計画政策会議

- ・潟上市総合発展計画庁内策定体制に関する要綱に定める政策会議において、計画策定に係る総合発展計画策定委員会で調整した計画原案を審議し、必要な調整を加え計画案を作成する。

②総合発展計画策定委員会

- ・総合発展計画策定委員会は課長（課長待遇含む）で組織し、計画素案に関する調査及び審査を行う。

③基本計画素案作成部会

- ・基本計画素案作成部会は、各班長を中心に組織し、計画素案の作成及び

修正、資料収集を行う。

④事務局

- ・事務局は、企画政策課とする。

5. 計画策定のフロー

別紙1のとおり

6. 計画策定の時期

- (1) 後期基本計画は、平成22年度末までに策定するものとする。
- (2) 策定スケジュールは別紙2のとおり

7. 計画の決定

- (1) 基本構想及び後期基本計画は、議会の議決によって決定するものとする。
- (2) 実施計画は総合発展計画政策会議において決定するものとする。

8. 計画策定経過等の公表

後期基本計画の概要及び策定過程における重要事項については、広報かたがみ及び市ホームページへの掲載等利用可能な情報手段を用いて適時公表するものとする。

9. その他

策定方針に定めるもののほか、計画策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

潟上市総合発展計画後期基本計画策定フロー

